

Q & A（令和7年8月6日）		
項目	質問	回答
Q 1	この制度は今後ずっと続くのか？	さいたま新都心駅周辺地区の教育環境維持を図ることが目的なので、大宮南小学校への児童数の偏りが解消された際には、この運用は廃止となります。
Q 2	上木崎小学校に変更した場合、大原中学校に行けるのか？	選択可能地域設定による上木崎小学校への定員制入学により上木崎小学校に入学・転学し卒業した場合、当該児童は指定校である大宮南中学校に加え、上木崎小学校の進学先である大原中学校も選択できます。
Q 3	上木崎小学校に応募者が多数いる場合、全員入学できるのか？抽選になるのか？	応募が受入れ可能人数を超過する場合には抽選により決定します。 令和8年度入学予定者の定員は90人となります。なお、令和8年度のみシントシティにお住いの大宮南小学校在校生の児童についても募集を行いますが、在校生の児童につきましては定員を設けません。
Q 4	募集はいつ行うのか？	令和7年8月6日（水）より応募の受付を開始し、令和7年8月20日（水）17時15分に応募を締め切りとします。 令和7年8月6日（水）付けで、令和8年度新入学予定のお子様のいる御家庭に対しては御案内を郵送しております。令和7年7月1日時点（基準日）にシントシティに住民登録があり、御案内が届いていない場合には教育委員会学事課に御連絡ください。 また募集は年1回のみで、基準日（＝令和7年7月1日）以降にシントシティへ転入または転居されたお子様は募集の対象外となります。
Q 5	大宮南小学校に就学する1年生～5年生の児童についての募集は行われるのか？	令和8年度のみ大宮南小学校在校生の児童についても募集を行います。この際、令和8年度新入学のお子様につきましては90人の定員を設けておりますが、在校生の児童につきましては定員を設けません。 なお、令和9年度以降については毎年新入生のみを対象とする予定です。
Q 6	上木崎小学校もそれほど教室数に余裕があるとは思えないが？	上木崎小学校に新たに仮設校舎の建設を進めております。
Q 7	当制度に応募し令和8年度から上木崎小学校に就学する兄弟がいる場合、令和9年度以降入学予定の弟妹について優先的に受入れが行われるのか？	お見込みのとおりです。同時に在籍となる兄弟がいる弟妹については、原則優先的に入学決定となります。
Q 8	令和8年3月にシントシティに転入または転居の予定が確定しているが、選択可能地域設定による上木崎小学校への定員制入学制度に応募することはできるか？	Q4に記載のとおり、令和7年7月1日を基準日と定め、応募対象は、基準日にシントシティに住民登録がある令和8年度新入学予定のお子様及び大宮南小学校在校生の児童に限定しております。基準日時点でシントシティにお住まいであっても、住民登録の手続きがない場合、応募することはできません。そのため、令和8年度の入学前に転入または転居の予定が確定している場合であっても、応募することはできません。
Q 9	抽選により転入学が決定した場合、辞退することはできるか？	辞退することは可能です。ただし、一度辞退した場合、辞退を取り下げることはできません。

項目	質問	回答
Q 1 0	希望した全員が上木崎小学校に入学できないのか？	大宮南小学校及び上木崎小学校の教室数及び給食可能教室数を勘案しシントシティからの入学者を募ります。したがって、シントシティの希望者全員を受入れることはできません。定員を超過する場合には抽選により決定します。なお、Q 3 の回答のとおり、在校生の児童につきましては定員を設けません。
Q 1 1	繰り上げにより入学が決定することはあるのか？	令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）までは、転入学決定者のうち辞退者が生じた場合、その都度繰り上げにより転入学の決定を行います。
Q 1 2	当選した後、入学前に一時的にシントシティではない住所に転出または転居し、入学前にシントシティに戻ってくることになった場合、上木崎小学校に転入学する権利は復活するのか？	入学前にシントシティから住民登録がなくなった場合、当制度利用しての上木崎小学校への転入学はできなくなります。一時的な転出または転居で転入学期日前にシントシティに戻られる場合でも、シントシティから転出または転居した時点で上木崎小学校へ転入学する権利は無効となります。
Q 1 3	双子で応募する場合、一方の子が入学決定したことに伴い他方の子も入学決定となるか？	双子のお子様についても優先的な受入れを行います。 したがって、双子のお子様 2 人で応募し一方の子が入学決定となった場合には、もう一方のお子様も入学決定となります。
Q 1 4	特別支援学級か通常の学級か検討している状況であるが、特別支援学級の枠は別にあるのか？	当選者決定時点で、通常の学級か特別支援学級か未定ですので、定員とは別の特別支援学級の枠は設けません。 なお、特別支援学級を検討しており、まだ就学相談をしていない場合、特別支援教育室にお問い合わせください。（さいたま市教育委員会特別支援教育室　Tel：0 4 8－8 2 9－1 6 6 7）